

令和元年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年12月5日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		住民生活課員	瀬田和哉
企画員		企画員	
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員	三浦誠
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀 公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 68号 平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 69号 平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 70号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 71号 平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 72号 平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 73号 平成30年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 74号 平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 75号 平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 76号 平成30年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第 77号 平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第 78号 平成30年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

算認定について

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 5 | 議案第 7 9 号 | 平成 3 0 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 0 号 | 平成 3 0 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 9 4 号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 8 | 議案第 9 5 号 | 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 9 | 議案第 9 6 号 | 上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例 |
| 日程第 2 0 | 議案第 9 7 号 | 上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 |
| 日程第 2 1 | 議案第 9 8 号 | 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 日程第 2 2 | 議案第 9 9 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 0 0 号 | 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 0 1 号 | 道の駅くちくまの整備基金条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 0 2 号 | 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 0 3 号 | 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 0 4 号 | 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 8 | 議案第 1 0 5 号 | 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 0 6 号 | 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 0 | 議案第 1 0 7 号 | 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 1 | 議案第 1 0 8 号 | 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 2 | 議案第 1 0 9 号 | 令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号） |

日程第 3 3 議案第 1 1 0 号 令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）

日程第 3 4 議案第 1 1 1 号 町道路線の認定について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 4 回上富田町議会定例会を開会いたします。

まず、台風 15 号並びに台風 19 号等でお亡くなりになられました方々のご冥福と、被災されました方々におかれましては一日も早い復興、復旧をお祈り申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 7 番、田上明人君、8 番、松井孝恵君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 13 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は 13 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和元年9月定例会以降の議員活動及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますのでよろしくお願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と、特定非営利活動法人和歌山県腎友会より2020年度予算に係る要望書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月5日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、5月1日に新天皇がご即位され、元号が平成から令和へと改元された記念すべき年となりました。

9月には、世界3大会とも呼ばれているラグビーワールドカップ2019に出場するナミビア共和国代表チームの公認キャンプを受け入れ、ナミビア共和国のモーヴェン大使には2度も来町いただき、交流を深めることができました。

11月には、ねんりんピック紀の国わかやま2019が和歌山県で開催され、上富田町では、健康関連イベントとしてサッカー交流大会を田辺市、新宮市、串本町との共催で開催し、多くのチームが来町され、町をPRすることができました。

一方、ことしも残念ながら、日本各地で災害が発生した年でありました。

8月には、大型で速度の遅い台風10号が四国、中国地方に上陸し、15日には町内全域に避難勧告を発令しました。

28日には、九州北部を中心に記録的な大雨となり、1時間での雨量が100ミリを超える猛烈な雨が各地で観測され、福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発令され、87万人に避難指示が出されました。

9月には、台風15号が関東に上陸し、千葉県では停電が長期にわたるなど甚大な被害となりました。

10月には、大型で猛烈な台風19号が伊豆半島に上陸し、13都県に大雨特別警報が出され、河川の氾濫による堤防の決壊、越水などで多くの被害が発生しました。

その後、台風21号も東日本に甚大な被害をもたらしました。

災害により亡くなられた皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。

上富田町では大きな被害は出ていませんが、これらの災害により、被災地では現在も避難生活を送っている方々がおられます。一日も早い復興を願っております。

次に、令和元年秋の叙勲で、吉田盛彦氏が町議会議員として長年ご尽力なされた功績により旭日双光章を受章され、先ほど議会の皆様にもご出席をいただき、祝賀会を開催いたしました。今後とも上富田町発展のために、一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成30年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定等13件、条例の一部改正3件、条例の全部改正2件、条例の制定3件、令和元年度一般会計・特別会計の補正予算9件、町道路線の認定1件の計31件であります。

なお、追加議案として、上富田町農業委員会委員の選任に関する人事案件8件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第68号から議案第80号までの13議案につきましては、平成30年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定等についてであります。決算審査特別委員会において、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてもご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第94号につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第95号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第96号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（案）でございます。企業職員の給与の種類及び基準、旅費、勤務時間について、全て一般職員に準ずるものとなるよう本条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第 97 号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）でございます。令和 2 年度から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴う改正と、休暇等に関する規定の改正を行うため本条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第 98 号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）でございます。令和 2 年度から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、新しく制定するものであります。

次に、議案第 99 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）でございます。この条例は、国の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に準じて、関連する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 100 号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、月額家賃の納付期日について、上富田町営住宅との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 101 号、道の駅くちくまの整備基金条例（案）でございます。この条例は、道の駅くちくまの整備に係る経費に充てるため、基金を創設するものであります。

次に、議案第 102 号につきましては、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。今回、補正前の額に 1 億 478 万 5,000 円を追加し、予算総額を 61 億 78 万 6,000 円と定めています。補正予算の主な内容は、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄付金の返礼品代として 500 万円、民生費では、くまのこ保育園への地域型保育給付費負担金として 500 万円、土木費では、生馬地区篠原橋の橋梁長寿命化修繕設計委託料として 500 万円、定住促進住宅の駐車場用土地購入費として 562 万円を措置しています。教育費では、朝来小学校の駐輪場整備工事請負費として 550 万円、文化会館の音響設備の改修設計監理委託料として 385 万円を措置しています。一方、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を見込み、措置しています。

次に、議案第 103 号につきましては、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）でございます。今回、補正前の額に 295 万 3,000 円を追加し、予算総額を 19 億 836 万 7,000 円と定めています。補正予算の主な内容は、過年度分の保険給付費の返還金などを措置しているものでございます。

次に、議案第 104 号につきましては、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）でございます。今回、補正前の額に 5,279 万 1,000 円を追加し、予算総額を 16 億 6,025 万 8,000 円と定めています。補正予算の主な内容は、過年度分の介護給付費の返還金などを措置しているものでございます。

次に、議案第１０５号につきましては、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に６１０万３，０００円を追加し、予算総額を３億５８０万円と定めています。補正予算の主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費などを措置しているものでございます。

次に、議案第１０６号につきましては、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第２号）でございます。今回、補正前の額に７万９，０００円を追加し、予算総額を３億６７４万６，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第１０７号につきましては、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額から３２８万６，０００円を減額し、予算総額を１億９，２８１万４，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、人事異動により職員の給与や手当などを減額措置しているものでございます。

次に、議案第１０８号につきましては、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に９万５，０００円を追加し、予算総額を３億９０万４，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第１０９号につきましては、令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に１３３万１，０００円を追加し、予算総額を７億９，８３５万２，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第１１０号につきましては、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に１５０万円を追加し、予算総額を６０３万９，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、朝来小学校の駐輪場増設に伴う町への繰出金２５０万円などを措置しているものでございます。

次に、議案第１１１号につきましては、町道路線の認定についてであります。本議案は、大坊１０号線外２路線、延長３０４．９メートルについて町道路線の認定をお願いするものでございます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

△日程第４ 議案第６８号～日程第１６ 議案第８０号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第４ 議案第６８号、平成３０年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第１６ 議案第８０号、平成３０年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで１３件を一括議題といたします。

決算認定の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可いたします。

決算認定の件につきましては決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付しておりますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

令和元年１２月５日、上富田町議会議長、大石哲雄殿。

決算審査特別委員会委員長、木本眞次。

決算審査報告書。

令和元年第３回（９月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、議件。

議案第６８号、平成３０年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第８０号、平成３０年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの１３件。

２、審査結果。

議案第６８号から議案第７９号までを認定とし、議案第８０号について可決及び認定とする。

３、審査年月日。

令和元年９月１７日、１０月４日、１０月７日、１０月８日、１０月９日、１０月１０日、１０月２５日、１１月８日。

４、審査内容は、別紙のとおりです。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本件につきましては、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、１２番、木本眞次君。

○１２番（木本眞次）

それでは、決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について審査の結果をご報告いたします。

本委員会は、9月5日の本会議において設置され、同時に議案第68号から議案第80号を付託され、同日、委員長に私、木本眞次が、副委員長に田上明人委員が選任されました。9月17日から延べ8日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各参考資料等に基づき関係当局から詳細な説明を受け、適切な予算執行が効率的に行われたか慎重な審査を行ったものであります。

その結果につきましては、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計決算認定につきましては、報告書に記載したとおり細かく議論した結果、全て認定すべきと決定いたしました。

町当局におかれましては、当委員会で出された意見を真摯に受けとめられ、次年度予算の編成、執行に生かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できる施策、事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。皆様方、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑につきましては委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点、よろしくお願いを申し上げます。

△日程第4 議案第68号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

平成30年度の国の予算は、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、格差と貧困を一層拡大する内容となっていました。また、アベノミクスのもとでの暮らしや経済についても、大企業や富裕層優先で、国民には冷たい内容となっていました。そのような国の予算のもとで、上富田町ではどのように住民の命と暮らしを守る取り組みをされてきたのかが問われているのではないのでしょうか。

地方創生事業としてスポーツ観光やスポーツサロン、食育交流センター建設、芦山分校の改修費等、多額の税金を使っています。事業を行う際、経済波及効果について論じられてきましたが、そういった取り組みに対して検証されてきたのでしょうか。平成30年度決算は、子育て世代の長年の願いであった学校給食が実施され、評価できる決算もありますが、子育て世代からの強い要望である子供の医療費、中学校卒業まで無料にとの願いや、移動手段を持たない高齢者への対応など、まだまだ改善すべきところがあるのではないのでしょうか。

そういったことから、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

よろしくお願いします。

平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。賛成の立場で述べさせていただきます。

30年度一般会計・特別会計について、決算委員会にて各課全般にわたり慎重に審議いたしました。一般会計の内容については、歳入歳出の実質収支額7,009万円となっております。歳入歳出の細部については省略しますが、厳しい財政状況が続く中でも一定の行政効果のあらわれた決算と考えております。

また、事業面では、町制60周年記念事業、ラグビーワールドカップ日本大会ではア

フリカ地区代表のナミビア共和国のキャンプ、ねんりんピックではサッカー部門の受け入れなど、スポーツ振興を柱とした部分、また、防災・減災対策や子供の医療費無料化、これにも確実に取り組まれていると考えるところです。徴税等の未収金対策にも適正なる執行が図られております。

全国的な人口減少の時代がうたわれて久しい、そんな中、近年私たちの上富田町は人口増の町と注目を浴びてきました。ですが、いよいよ人口が減少傾向にあることがもうそこに見えてきていると、この場で勇気を持って申し上げておきたいと思います。

決算委員会での審議の際、その部分において、今後検討を必要とする部分、これについて一定の共通認識が得られたと考えております。各事業、ほぼ全ての事業において、人口増減予測は無視できません。きっちりと先見を持って臨まないといけないことは明らかでありますので、今後もさらなる行財政改革は当然望まれるところではありますが、まずもって本決算認定には賛成をいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、平成30年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第69号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第69号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

平成30年度国保会計は都道府県化が始まった年度で、上富田町が主体となっていた運営が、和歌山県が財政運営の責任主体となりました。この新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず保険料が高過ぎるという国保の構造的問題は何ら解決しません。

上富田町においては、国保の世帯数2,417世帯に対して、7割、5割、2割軽減の対象世帯は1,491世帯で、61.68%にも上ります。また、資格証発行は27世帯、1カ月短期保険証は72世帯、平成30年度の滞納世帯は163世帯数に対して86件の差し押さえ件数になっています。平成30年度の保険税のモデルケースから見ても、所得200万円、40歳代夫婦、未成年の子供2人の4人家族で、4万4,600円の減額となっていますが、それでも31万5,500円と高く、国保加入者にとって負担が大きく高過ぎる国保税になっていることが明かです。

全国知事会が求めた1兆円の財源措置が必要としたのは、国保問題の解決に必要な金額を厚生労働省に、協会けんぽ並みの国保料にするにはどれぐらいのお金が必要かを計算させた金額です。住民の命と暮らしを守る立場から、新制度のもとでも賦課徴収の権限は上富田町にある中で、平成29年度の国保の基金は約3億9,000万円あるにも

かかわらず、子育て支援に逆行する均等割の軽減措置など実施されていません。

そういったことから、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６９号、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第６ 議案第７０号

○議長（大石哲雄）

日程第６ 議案第７０号、平成３０年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第70号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

平成30年度も分譲宅地売却に取り組まれています。平成30年度末の保有土地の保有高は8億5,033万5,317円となっています。平成29年度より3,673万6,000円を減額していますが、毎年翌年度からの繰上充用をし、1億7,635万9,000円を補填した決算となっています。

よって、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 7 議案第 7 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 7 議案第 7 1 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 7 1 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 8 議案第 7 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 7 2 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第73号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第73号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第74号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第74号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 1 議案第 7 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 7 5 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 7 5 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 7 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 7 6 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第76号、平成30年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

市町村が主体となる新総合事業は、団塊世代が75歳になることを見据えて、要支援1、2を介護保険制度から外し、サービス利用の抑制を図るものです。今後、介護保険料は支払うが、相互の助け合いばかりが強調されサービスの利用は抑制されていきます。

平成30年度の介護保険料は、第6期の基準額7万6,500円から第7期は9万3,900円と大幅値上げとなり、県下で一番となりましたが、年金天引きのため有無も言えない状況です。また、際限なく上がり続ける介護保険料は、年金生活者にとって負担能力を超えています。そして、軽減措置があっても対象となる方はごくわずかな方です。介護保険給付費のうち国負担は25%で、100兆円を超す政府の一般会計予算の2%台にすぎません。

超高齢化社会に向け、必要なとき安心して利用できる介護保険制度になるよう負担割合の増額を国に対して求めるとともに、町独自の事業として、低所得者に対して軽減措置の拡大が必要ですが、そういった対応の決算となっていないことから、平成30年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、平成30年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第77号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第77号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第77号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

後期高齢者医療保険は、高齢者に痛みを感じてもらおうとして保険制度を別枠にして始まった医療保険制度です。平成30年度の決算は、大半が年金天引きのため、徴収率は99.8%となっていますが、普通徴収の方にとっては、少ない年金からの支払いは大変であることがうかがえるとともに、保険料の滞納者があり短期保険証が発行されてい

ます。

また、誰もが安心して医療にかかれることが必要ですが、保険制度が別枠になってから、人間ドックは受けられますが、かかりつけ医があるとして集団健診から外されています。

よって、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第78号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第78号、平成30年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 78 号、平成 30 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 15 議案第 79 号

○議長（大石哲雄）

日程第 15 議案第 79 号、平成 30 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第16 議案第80号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号、平成30年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

10時まで休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第17 議案第94号～日程第34 議案第111号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件から日程第34 議案第111号、町道路線の認定についての件まで18件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私から、議案第94号から議案第99号についてご説明いたします。

議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正、この条例につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、一般職の給与改定に準じて期末手当を年間2.65月分から2.7月分とし、年間0.05月分引き上げるもので、令和元年12月支給分から実施する

ものであります。

それでは、改正条文をお願いいたします。

第1条、第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条、第4条につきましては、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正となります。

第1条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の132.5」を「、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には100分の137.5」に改める。これは、期末手当に関する改正で、支給割合を明確に定めたものとなります。

内容としましては、年間2.65月分から2.7月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなります。

第2条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の135」に改める。これは、期末手当の年間2.7月分を6月支給と12月支給について均等にするための規定となります。

次に、第3条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の132.5」を「、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には100分の137.5」に改める。これは、第1条と同様に期末手当に関する改正で、支給割合を明確に定めたものとなります。

内容としましては、年間2.65月分から2.7月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなります。

第4条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の135」に改める。これは、第2条と同様に期末手当の年間2.7月分を6月分と12月支給分に均等にするための規定となります。

附則で施行期日等を定めてございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、3ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第95号をお願いいたします。

議案第95号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正、この条例につきましては、主に本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告は、公務員給与と民間給与との格差0.09%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるもので、平成31年4月に遡及して適用するものであります。

また、ボーナスを年間4.45月分から4.5月分とし、年間0.05月分引き上げるもので、引き上げ分を勤勉手当に配分し、令和元年12月支給分から実施するものであります。

そのほか、住居手当につきましても、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる改定を行うものであります。

それでは、改正条文をお願いいたします。

改正条文は第1条と第2条で構成しております。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「規則で定める日に、」の次に「その者の同日前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務成績」に改める。

第20条第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、「応じて」の次に「、」を加え、同条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。これは、勤勉手当に関する改正で、年間1.85月分から1.9月分とし、年間0.05月分引き上げるものになります。

次に、第8条第1項中「別表第1」を次のように改める。こちらは、給与表の改正で、公務員給与と民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層の給与表の水準を引き上げるもので、平均0.1%の引き上げを定めています。

金額につきましては、大卒初任給を月額1,500円、高卒初任給を月額2,000円引き上げ、若年層につきましても1,000円程度の引き上げを基本的に改定してお

ります。

5 ページをお願いいたします。

次に、第2条関係についてです。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「退職し」を「退職したときは、その日までの給料を支給し」に、「又は」を「職員が」に、「その月分まで」を「その月まで」に改め、ただし書を削ることになります。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。これは、勤勉手当に関する改正で、年間1.9月分を、6月と12月に支給について均等にするための規定となります。

第20条の2第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、「職員の区分に応じて」の次に「、」を加え、「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同条同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同条同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改めるとなります。

附則で施行期日等を定めています。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしています。

附則第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するとしてございます。

参考資料としまして、第1条に係る新旧対照表を6ページから10ページに、第2条に係る新旧対照表を11ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第96号をお願いいたします。

議案第96号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を別紙のように改正する。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する。

この条例は、職員の給与等に関する条例に改正があった場合に同様に改正を行ってお

りましたが、全てを一般職員に準ずるものとなるよう、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正するものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 97 号をお願いいたします。

議案第 97 号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

職員の勤務時間に関する条例の全部を別紙のように改正する。

令和元年 12 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）。

職員の勤務時間に関する条例の全部を改正する。

この条例は、令和 2 年度から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴う改正と、休暇等に関する規定の改正を行うために、職員の勤務時間に関する条例の全部を改正するものであります。

現在、職員の給与等に関する条例に規定されています休日、休暇等に関する規定を、国に準じ勤務時間に関する条例へ規定をし直し、また、会計年度任用職員の勤務時間等に関する条項を追加しております。

6 ページをお願いいたします。

附則で施行期日等を定めています。

附則第 1 項で、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第 98 号をお願いいたします。

議案第 98 号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 12 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）。

この条例は、令和 2 年度から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

第 1 章、総則では、第 1 条で趣旨を、第 2 条で会計年度任用職員の定義を、第 3 条で会計年度任用職員の給与の定義を定めています。

第 2 章では、フルタイムの会計年度任用職員について、第 4 条で給料を、第 5 条で職

務の級を、第6条で号給を、第7条で給料の支給を、第8条で通勤手当を、第9条で時間外勤務手当を、第10条で休日勤務手当を、第11条で端数処理について、第12条で期末手当を、4ページをお願いいたします、第13条で勤務1時間当たりの給与額の算出を、第14条で給与の減額を定めております。

第3章では、パートタイムの会計年度任用職員について、第15条で報酬を、第16条で時間外勤務に係る報酬を、6ページをお願いいたします、第17条で休日勤務に係る報酬を、第18条で端数処理について、第19条で期末手当を、第20条で報酬の支給を、第21条で勤務1時間当たりの報酬額の算出を、8ページをお願いいたします、第22条では報酬の減額を定めています。

第4章では、第23条から第24条で、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償を定めています。

第5章では、雑則を定めています。

最終、第27条で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてございます。

附則で施行期日等を定めております。

附則第1項で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第99号をお願いいたします。

議案第99号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、法律の条ずれや文言の改正に伴う改正及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する11条の条例の一部を改正するものになります。

第1条では、上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第2条は、上富田町交通指導員条例、第3条は、上富田町職員定数条例、2ページをお願いいたします、第4条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第5条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、第6条は、公益法人等への職員の派遣等にする条例、第7条

は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等にする条例、次のページ、３ページをお願いいたします、第８条は、職員の育児休業等に関する条例、８ページをお願いいたします、第９条は、職員の給与等に関する条例、９ページをお願いいたします、第１０条は、上富田町職員旅費条例、１０ページをお願いいたします、第１１条は、上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例、以上、１１条例の一部を改正してございます。

附則で、この条例は、令和２年４月１日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、１１ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第１００号についてご説明申し上げます。

議案第１００号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年１２月５日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第１３条第２項「毎月末日までに、翌月分の家賃を納付するものとする」を「毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第101号についてご説明申し上げます。

議案第101号、道の駅くちくまの整備基金条例。

道の駅くちくまの整備基金条例を別紙のように制定する。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

道の駅くちくまの整備基金条例（案）。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、道の駅くちくまの整備に係る経費に充てるための基金として設置をするとしてございます。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としてございます。

第3条では、管理について、第4条では、運用益金の処理について、第5条では、繰り替え運用について定めてございます。

また、第6条では、処分について定めており、基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができると定めてございます。

第7条では、委任について定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いします。

私からは、議案第102号につきましてご説明を申し上げます。

議案第102号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億478万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億78万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入につきまして、10款地方特例交付金では、補正前の額から、今回346万6,000円を減額、4,309万1,000円と定めております。

15款国庫支出金では、補正前の額に1,555万9,000円を追加。

16款県支出金では、補正前の額に99万6,000円を追加。

17款財産収入では、補正前の額に1万円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に1,014万4,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に2,019万9,000円を追加。

20款繰越金では、補正前の額に6,009万円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に144万8,000円を追加。

22款町債では、補正前の額から19万5,000円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に1億478万5,000円を追加し、61億78万6,000円を定めております。

次のページをお願いします。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額に22万5,000円を追加。

2款総務費では、補正前の額に2,716万6,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に2,799万7,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に296万3,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に277万2,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に254万6,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に699万9,000円を追加。

8款消防費では、補正前の額に144万8,000円を追加。

次のページをお願いします。

9款教育費では、補正前の額に2,493万9,000円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に773万円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に1億478万5,000円を追加し、61億78万6,000円と定めております。

次のページ、5ページをお願いします。

第2表、地方債補正。

追加で、公共土木施設災害復旧事業として、限度額を130万円と定めております。
起債の方法、利率、償還の方法は、ほかの起債と変わりございません。

次のページをお願いします。

変更では、道路橋梁等整備事業で、限度額を200万円から400万円に、臨時財政対策債では、限度額1億8,000万円から1億7,650万5,000円に、それぞれ変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変わりございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから9ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきましては、歳出のほうから説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

18ページ、歳出の説明でございます。

今回の補正では、一般会計、特別会計ともに人件費の補正がございます。これは、人事院勧告の実施や人事異動に伴う本給や時間外手当を含む手当の精査とともに、最低賃金の底上げに伴います臨時職員賃金等の精査を反映したものでございます。

後ほど各担当からご説明する特別会計の説明においても、詳細は省略させていただきますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

では、内容の説明です。

1款議会費の1項議会費では、補正前の額に22万5,000円を追加いたします。職員人件費の増のほかに、議員の皆様に対する報酬についても、期末手当の増額がありますので、それを措置したものでございます。

2款総務費の1項総務管理費では、明細のほうから説明いたします。右のページ、19ページの7節賃金、臨時職員賃金が60万円ほど増額しておりますが、3つほど下の13節委託料、用務員委託料の減額とほぼ見合いでございます。用務員さん、臨時の任用を変えて臨時職員としたことから、科目を変更したものでございます。

次のページをお願いします。

総務管理費の中の4目交通安全対策費26万6,000円を追加してございます。チャイルドシートですとか防犯灯の補助金について、当初予算より申請が多かったものですから、その増額分についてを措置するものでございます。

6目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費1,501万円を追加、8節報償費、これはふるさと納税、ふるさと寄付金に当たるものの返礼品を記念品代として措置しているものと、25節積立金として、さわやか上富田まちづくり基金積立金として措置するものでございます。

次のページをお願いします。

以上、総務管理費では、2,486万2,000円を追加いたします。

2 項徴税費では、合計 3 4 1 万 1, 0 0 0 円を追加いたします。職員人件費の増を中心に措置したものでございます。

次のページをお願いします。

3 項戸籍住民基本台帳費では、2 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加、人件費の補正でございます。

4 項選挙費では、2 6 6 万 7, 0 0 0 円を減額いたします。人件費分の精査をして減額補正をしております。

5 項統計調査費では、次のページをお願いします、7 3 万 5, 0 0 0 円を減額いたします。こちら、人件費のほかは統計調査費の精査をしたものでございます。

3 款民生費の 1 項社会福祉費では、人件費のほかに、次のページをお願いいたします、一番上が、3 目障害福祉費になります。障害福祉費の 1 3 節委託料、日中一時支援事業費、障害者の方々のデイサービスの部分について利用者が増になったものから委託料を措置したものでございます。

その下、2 3 節償還金、利子及び割引料、昨年度分の障害者に対するサービスに対する国・県からのいわゆる補助金について精算をした結果、国・県補助金の返還が生じたものでございます。

4 目社会・児童福祉医療費、2 3 節償還金、利子及び割引料も、こちら過年度分の重身障害児（者）の医療費ですとか子ども医療費、ひとり親家庭の医療費について過年度分の精算をした結果、返還金が生じたので、それを措置したものでございます。

それから、2 8 節繰出金といたしまして、国保事業、後期高齢者事業に対する繰出金を措置いたしました。

以上、合計 1 9 9 万 1, 0 0 0 円を追加いたします。

2 項児童福祉費では、人件費のほかに、次のページをお願いします、2 目保育所運営費の 1 9 節負担金、補助及び交付金、地域型保育給付費負担金、保育園名で言うとかまのこ保育園になりますが、くまのこ保育園の入所児童者数の増に伴いまして、負担金を増額するものを措置したものでございます。

以上、児童福祉費では、合計 8 0 8 万 6, 0 0 0 円を追加いたします。

4 款衛生費の 1 項保健衛生費では、次のページをお願いします、人件費のほかに、1 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加いたします。

2 項清掃費では、1 7 6 万 8, 0 0 0 円を追加いたします。主なものは、その右側、1 9 節負担金、補助及び交付金、上大中組合への運営経費を措置するものでございます。次のページをお願いします。

5 款農林水産業費の 1 項農業費では、2 6 2 万 4, 0 0 0 円を追加、人件費のほかは、

2目農業総務費の28節繰出金において、農業集落排水事業への繰出金の減額補正を措置するものでございます。

2項林業費では、人件費を中心に14万8,000円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。

6款商工費の1項商工費では、254万6,000円を追加、人件費のほかは、25節積立金として、道の駅くちくまの整備基金への積立金を措置するものでございます。

7款土木費の1項土木管理費では、次のページをお願いいたします、人件費を中心にして67万7,000円の減額をいたします。

2項道路橋梁費では、581万円の追加、人件費のほかは、1目道路橋梁総務費の19節負担金、補助及び交付金で、県営崖崩れ対策事業費、市ノ瀬の畑山地区の崖崩れ工事、県費で行っている事業について地元負担をしているものでございます。

4目社会資本整備総合交付金事業費のところの13節委託料、橋梁長寿命化設計として、篠原橋の設計を措置するものでございます。

3項河川費では、次のページをお願いいたします、人件費を中心に43万2,000円を減額いたします。

4項都市計画費では、295万4,000円を減額いたします。繰出金、公共下水道事業繰出金の減額を措置するものでございます。

5項住宅費では、525万2,000円を追加、人件費のほかは、17節公有財産購入費といたしまして、定住促進住宅の駐車場用地の購入費を措置するものでございます。

次のページをお願いします。

8節消防費の1項消防費では、144万8,000円を追加、ことし夏、8月の台風10号における消防団の出動手当、職員の時間外勤務手当等を措置するものでございます。

9款教育費の1項教育総務費では、984万6,000円を追加、人件費のほかは、右の負担金、補助及び交付金のところで、私立幼稚園就園奨励費補助金等の精算に伴いまして、各補助金の増額を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費では、907万1,000円を追加、人件費のほか、1目学校管理費の15節工事請負費として、朝来小学校の駐輪場の整備費、それから、各小学校における古くなって危険になった遊具の撤去工事を措置するものでございます。

3項中学校費では、129万7,000円を追加、人件費のほか、11節需用費にあります各修繕料等を措置するものでございます。

次のページをお願いします。

4 項社会教育費では、人件費のほかに、7 目放課後児童健全育成事業費の需用費、あすなろ学童保育所のエアコンの修繕費、9 目文化会館運営費におきましても、13 節委託料としまして、音響設備の設計監理委託料を措置するものでございます。

次のページをお願いします。

これら合計、社会教育費としては合計310万1,000円を追加いたします。

5 項保健体育費では、162万4,000円を追加、人件費のほかは、2 目体育施設管理費の修繕料を、スポーツセンターの倉庫の修繕料を措置するものでございます。

10 款災害復旧費の2 項公共土木施設災害復旧費では、773万円を追加、この夏の10 号台風に起こりました上田熊地区の災害復旧事業費を措置するものでございます。

次のページ、次のページをお願いします。52 ページをお願いいたします。

52 ページと53 ページにつきましては、今回の補正を反映いたしました給与費明細書になります。お目通しをお願いいたします。

それでは、続いて歳入についてご説明いたしますので、10 ページをお願いいたします。

10 ページの歳入でございます。

10 款地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金で、344万6,000円を減額、この子ども・子育て支援臨時交付金は、本年10 月からの幼児教育の無償化に伴う措置で、本年度はこの子ども・子育て臨時交付金という形で国費で面倒を見ていただくという趣旨で配賦される交付金でございます。

制度がはっきりしまして、精査の結果、次のページの県費の無償化保育料等助成事業費補助金などに分かれた経緯がありますので、一見ここだけで見ますと減額されておりますけれども、総体としては増額になっている。子供さんへの無償化の分の対応を万全とさせていただいているものでございます。

続いて、15 款国庫支出金の1 項国庫負担金で、596万1,000円を追加、2 項国庫補助金で、それぞれ合計959万8,000円を追加。

次のページをお願いします。

16 款県支出金の1 項県負担金で、611万5,000円を減額、2 項県補助金で、合わせまして694万7,000円を追加、3 項委託金で、16万4,000円を追加。

次のページをお願いします。

17 款財産収入の1 項財産運用収入で、1 万円を追加。

18 款寄付金の1 項寄付金で、合わせまして1,014万4,000円を追加。

19 款繰入金の2 項基金繰入金で、合わせまして1,769万9,000円を追加、このうち5 目財政調整基金繰入金につきましては、1,269万9,000円でございます。

すが、今回の補正に係る一般財源の補填を措置するものでございます。

次のページをお願いします。

3 項財産区繰入金で 2 5 0 万円の追加、朝来財産区からの繰入金は、朝来小学校の駐輪場の整備費の一部をご負担いただいているものでございます。

2 0 款繰越金の 1 項繰越金で、6, 0 0 9 万円の追加。

2 1 款諸収入の 2 項雑入で、1 4 4 万 8, 0 0 0 円の追加、これは、台風 1 0 号災害の先ほどの歳出でございましたが、1 0 号台風に伴う消防団の出動手当、職員の時間外手当を保険で戻ってくるものでございます。

2 2 款町債の 1 項町債で、合わせまして差し引き合計 1 9 万 5, 0 0 0 円の減額になります。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、坂本君。

○住民生活課長（坂本 徹）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 1 0 3 号から議案第 1 0 5 号までをご説明いたします。

議案第 1 0 3 号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）。

令和元年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 億 8 3 6 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5 款繰入金、補正前の額から 4, 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 3, 1 8 6 万 6, 0 0 0 円と定めてございます。

6 款繰越金、補正前の額に 4, 3 8 6 万 6, 0 0 0 円を追加。

7 款諸収入、補正前の額に 1 4 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

8 款国庫支出金、補正前の額に 5 6 万 1, 0 0 0 円を追加。

歳入合計、補正前の額に 2 9 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 9 億 8 3 6 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、補正前の額に 1 5 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、4, 9 5 4 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款国民健康保険事業費納付金につきましては、補正はございませんが、財源構成の変更となるものでございます。

5 款保健事業費、補正前の額に 1 万 8, 0 0 0 円を追加。

8 款諸支出金、補正前の額に 1 4 1 万 4, 0 0 0 円を追加。

歳出合計、補正前の額に 2 9 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 9 億 8 3 6 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1, 2 5 4 万 5, 0 0 0 円を減額。主なものといたしましては、国民健康保険保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、1, 2 0 0 万となつてございます。

5 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金、3, 0 3 8 万 7, 0 0 0 円を減額。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、4, 3 8 6 万 6, 0 0 0 円を追加。前年度繰越金となつてございます。

7 款諸収入、2 項雑入、合計といたしまして 1 4 5 万 8, 0 0 0 円を追加。主なものといたしましては、過年度分診療報酬等返還金となつてございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

8 款国庫支出、1 項国庫補助金、1 目業務事業費補助金では、5 6 万 1, 0 0 0 円の追加。

1 2、1 3 ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、合計といたしまして 1 0 6 万 6, 0 0 0 円を追加。人

事院勧告に伴う人件費等の増額となっております。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費につきましては、4 5 万 5, 0 0 0 円を追加。職員の異動に伴うものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正額はございませんが、財源構成の変更によるものとなっております。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項高齢者支援金等分、1 目一般会計被保険者後期高齢者支援金等分、補正額はございませんが、財源構成の変更によるものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分につきましては、補正はございませんが、財源構成の変更によるものでございます。

1 6、1 7 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、合計といたしまして1 万 8, 0 0 0 円を追加。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費につきましては、補正はございませんが、予算の組み替えによるものとなっております。

8 款諸支出金、2 項返還金、1 目返還金、1 4 1 万 4, 0 0 0 円を追加。これにつきましては、過年度分保険給付費等交付金の返還金となっております。

1 8 ページの給与費明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 0 4 号についてご説明いたします。

議案第 1 0 4 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

令和元年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 2 7 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 6, 0 2 5 万 8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算の補正。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、補正前の額に 2 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、3 億 7, 7 5 9 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

4 款支払基金交付金、補正前の額に 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を追加。

5 款県支出金、補正前の額に 1 2 万 7, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金、補正前の額から 2 3 万 8, 0 0 0 円を減額。

8 款繰越金、補正前の額に 4, 9 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額に 5, 2 7 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、1 6 億 6, 0 2 5 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費、補正前の額から 1 5 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、4, 5 2 5 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

4 款地域支援事業費、補正前の額に 1 8 0 万を追加。

5 款諸支出金、補正前の額に 2, 2 0 6 万 8, 0 0 0 円を追加。

6 款基金積立金、補正前の額に 3, 0 4 3 万 6, 0 0 0 円を追加。

歳出合計、補正前の額に 5, 2 7 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、1 6 億 6, 0 2 5 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、合計といたしまして 2 5 万 4, 0 0 0 円を追加。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、合計につきましては 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を追加。主なものといたしましては、過年度分介護保険給付費交付金 2 9 2 万 8, 0 0 0 円となっております。

5 款県支出金、2 項県補助金、合計で 1 2 万 7, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、合計で、次のページをお願いいたします、2 3 万 8, 0 0 0 円を減額としてございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、4, 9 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加。前年度繰越金となっております。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 5 1 万 3, 0 0 0 円の減額。職員の異動に伴うものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、合計といたしまして 1 万 4, 0 0 0 円を追加。

4 款地域支援事業費、1 4、1 5 ページをお願いいたします、2 項包括的支援事業・任意事業費、合計といたしまして 1 7 8 万 6, 0 0 0 円を追加。主なものといたしましては、1 3 ページの委託料、介護予防ケアプラン作成委託料 1 1 2 万円となつてございます。

1 6 ページ、1 7 ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、2, 2 0 6 万 8, 0 0 0 円を追加してございます。主なものといたしましては、過年度分介護給付費国庫負担金返還金 1, 1 5 5 万 5, 0 0 0 円となつてございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、3, 0 4 3 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 8 ページの給与費明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 1 0 5 号についてご説明いたします。

議案第 1 0 5 号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）。

令和元年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 1 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5 8 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款繰入金、補正前の額に 3 4 8 万円を追加し、1 億 9, 6 4 0 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

4 款繰越金、補正前の額に 2 6 2 万 3, 0 0 0 円を追加。

歳入合計、補正前の額に 6 1 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、3 億 5 8 0 万円と定めてご

ざいます。

続きまして、歳出でございます。

1、総務費、補正前の額に348万円を追加し、1,198万5,000円と定めて
ございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に262万3,000円を追加。

歳出合計、補正前の額に610万3,000円を追加し、3億580万円と定めて
ございます。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ
入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、348万円を追加。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、262万3,000円を追加。前年度繰越金
となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費、348万円を追加。職員の異動に伴うものでござ
います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期
高齢者医療広域連合納付金、262万3,000円を追加、徴収保険料となつてござい
ます。

10ページをお願いいたします。

10ページの給与費明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しの
ほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第106号についてご説明申し上げます。

議案第106号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるとこ

ろによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億674万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に7万9,000円を追加し、3億674万4,000円。

歳入合計では、補正前の額に7万9,000円を追加し、3億674万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額に7万9,000円を追加し、1億2,663万7,000円。

歳出合計では、補正前の額に7万9,000円を追加し、3億674万6,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2款諸収入、2目雑入、補正前の額に7万9,000円を追加し、8,105万3,000円。

歳出でございます。

1款宅地造成費、2目残土処理場事業費、補正前の額に7万9,000円を追加し、9,603万5,000円。2節給料から4節共済費につきましては、職員2名分の人件費の補正によるものでございます。

8ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願いします。

私からは、議案第107号から議案第109号をご説明申し上げます。

議案第107号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

令和元年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ328万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,281万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

本会計の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う給与等の改正、職員の人事異動による人件費及び一般会計繰入金の補正でございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額から328万6,000円を減額、1億2,966万9,000円としてございます。

歳入合計では、補正前の額から328万6,000円を減額し、1億9,281万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から328万6,000円を減額、7,504万円としてございます。

歳出合計では、補正前の額から328万6,000円を減額し、1億9,281万4,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から328万6,000円を減額し、1億2,966万9,000円と定めてございます。

8、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 目総務費、補正前の額から 3 2 8 万 6, 0 0 0 円を減額し、8 8 2 万 1, 0 0 0 円としてございます。

計としまして、補正前の額から 3 2 8 万 6, 0 0 0 円を減額、7, 5 0 4 万円と定めてございます。

1 0 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 1 0 8 号をご説明申し上げます。

議案第 1 0 8 号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）。

令和元年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9 0 万 4, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

本会計の補正内容につきましても、人事院勧告に伴う給与等の改定、職員 1 名分の人件費及び一般会計繰入金等の補正でございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

6 款繰入金、補正前の額から 2 9 5 万 4, 0 0 0 円を減額。

7 款繰越金、補正前の額に 7 6 万 5, 0 0 0 円を追加。

8 款諸収入、補正前の額に 2 2 8 万 4, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 億 9 0 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、補正前の額に 9 万 5, 0 0 0 円を追加、1 億 7, 4 3 7 万 7, 0 0 0 円としてございます。

歳出合計では、補正前の額に 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 億 9 0 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして

は、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

6款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から295万4,000円を減額、9,977万1,000円と定めてございます。

7款繰越金、1目繰越金、補正前の額に76万5,000円を追加、96万5,000円と定めてございます。

8款諸収入、1目雑入、補正前の額に228万4,000円を追加、428万4,000円と定めてございます。

8、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額に9万5,000円を追加し、1億2,773万6,000円と定めてございます。

計としまして、補正前の額に9万5,000円を追加し、1億7,437万7,000円と定めてございます。

2款公債費、2目利子につきましては、今回、補正はありませんので、財源の見直しとなっております。

10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第109号をご説明いたします。

議案第109号、令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額に133万1,000円を追加し、計4億7,912万2,000円と定めてございます。

内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額に133万1,000円を追加、計4億3,367万1,000円と定めてございます。

なお、第2項から第4項の営業外費用並びに第4項の予備費につきましては、今回、補正予定額はありますので、既決予定額と同額としております。

2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予算額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額に131万2,000円を追加し、5,091万5,000円と定めています。

令和元年12月5日提出、上富田町長奥田誠。

本会計の補正内容につきましても、人事院勧告に伴う給与費の改定等による職員6名分の人件費の補正でございます。

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、目次となっております。お目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

令和元年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費、既決予定額に133万1,000円を追加し、4億7,912万2,000円と定めております。

1項営業費用、既決予定額に133万1,000円を追加し、4億3,367万1,000円と定めてございます。

恐れ入ります、6ページをお願いします。

令和元年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらは、現金の流れを意味し、また、主に業務活動等によって実際に得られた収入から支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわした計算書となっております。

これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。

合計金額でご説明いたします。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で、1億3,119万9,375円。

7ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で、マイナス1億9,695万2,200円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計で、マイナス3,750万6,887円。

資金増加額（または減少額）、マイナス1億325万9,712円、資金期首残高、6億9,373万9,193円、資金期末残高5億9,047万9,481円を予定してございます。

参考としまして、この資金期末残高につきましては、１０ページの貸借対照表中の２の流動資産内の（１）現金・預金の額と一致しておりますので、ご確認よろしく申し上げます。

恐れ入ります、８ページをお願いします。

８、９ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

１０ページをお願いいたします。

令和元年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

この貸借対照表につきましては、別名、バランスシートとも呼ばれ、地方公営企業が一定の時期においてどのぐらいの財産や権利を所有しているかを示す表となっております。

含まれる項目としましては、土地建物に代表される固定資産、現金・預金等の金融資産、売掛金等の将来お金を受け取る権利等であります。また、所有する財産には、マイナスの財産、いわゆる借入金等の負債も含まれておりますので、よろしく申し上げます。

時間の都合上、合計金額で説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

１、固定資産。固定資産合計では、２９億７，９１４万７，４４４円となっております。

２、流動資産合計といたしまして、６億４，６９２万１，９３７円。

資産合計では、３６億２，６０６万９，３８１円となっております。

１１ページをお願いします。

負債の部でございます。

３、固定負債合計としまして、６億８，１５９万７８０円。

４、流動負債合計としまして、１億５，３３３万１，３７６円。

５、繰延収益合計といたしまして、８億６，６３６万３９２円となっております。

負債額合計では、１７億１２８万２，５４８円となっております。

次に、資本の部でございます。

６、資本金といたしまして、１２億２，１９９万２，５３５円。

７、剰余金、（１）資本剰余金、１２ページをお願いいたします、資本剰余金合計といたしまして、３億１，３９０万４，４１０円、（２）利益剰余金、利益剰余金合計といたしまして、３億８，８８８万９，８８８円、剰余金合計では、７億２７９万４，２９８円。

資本合計といたしまして、１９億２，４７８万６，８３３円、負債資本合計では、３６億２，６０６万９，３８１円を予定しております。

なお、この貸借対照表は、負債資本の部の合計と資産の部の合計が一致するルールとなっておりまして、公営企業財務の健全化をあらわす指標とも言えます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第110号につきまして説明させていただきます。

議案第110号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和元年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ603万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額に150万円を追加し、歳入合計を603万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費では、補正前の額から70万円を減額。

2款総務、1項総務管理費では、補正前の額に220万円を追加し、歳出合計、補正前の額に150万円を追加いたしまして、603万9,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願い申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、150万円を追加措置しております。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款委員会費、1 項委員会費、1 目管理委員会費、補正前の額から 7 0 万円を減額し、1 2 5 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。特別旅費確定による減額でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に 2 2 0 万円を追加し、4 7 8 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。主なものといたしまして、2 8 節の繰出金でございますが、朝来小学校の駐輪場増設に伴い、町へ繰り出すものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 1 1 1 号についてご説明申し上げます。

議案第 1 1 1 号、町道路線の認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

令和元年 1 2 月 5 日提出、上富田町長奥田誠。

お手元の参考資料によりまして、路線番号、路線名等でご説明いたします。

1 枚おめくりをお願いいたします。

認定路線調書でございます。

路線番号 2 1 4 0、路線名、大坊 1 0 号線、延長 8 0. 7 メートル、幅員 1 0. 8 から 6. 6 メートル。

場所につきましては、次のページの認定路線位置図をお願いします。

新しく建設されました岩田公民館前の道路でございます。

続きまして、路線番号 2 1 4 1、路線名、立平大山前支線、延長 3 4. 2 メートル、幅員 8. 2 から 4 メートル。

場所につきましては、認定路線位置図の 2 枚目になります。

岩田 J A 紀南鮮果場付近の道路でございます。

続きまして、路線番号 3 1 0 3、路線名、汗川 2 号線、延長 1 9 0 メートル、幅員 8. 1 から 2. 5 メートル。

場所につきましては、認定路線位置図の 3 枚目になります。

一ノ瀬汗川の稗田橋からかくれ谷橋の間の河川管理道でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月12日、木曜日午前9時にご参集をお願いします。

延会 午前11時23分